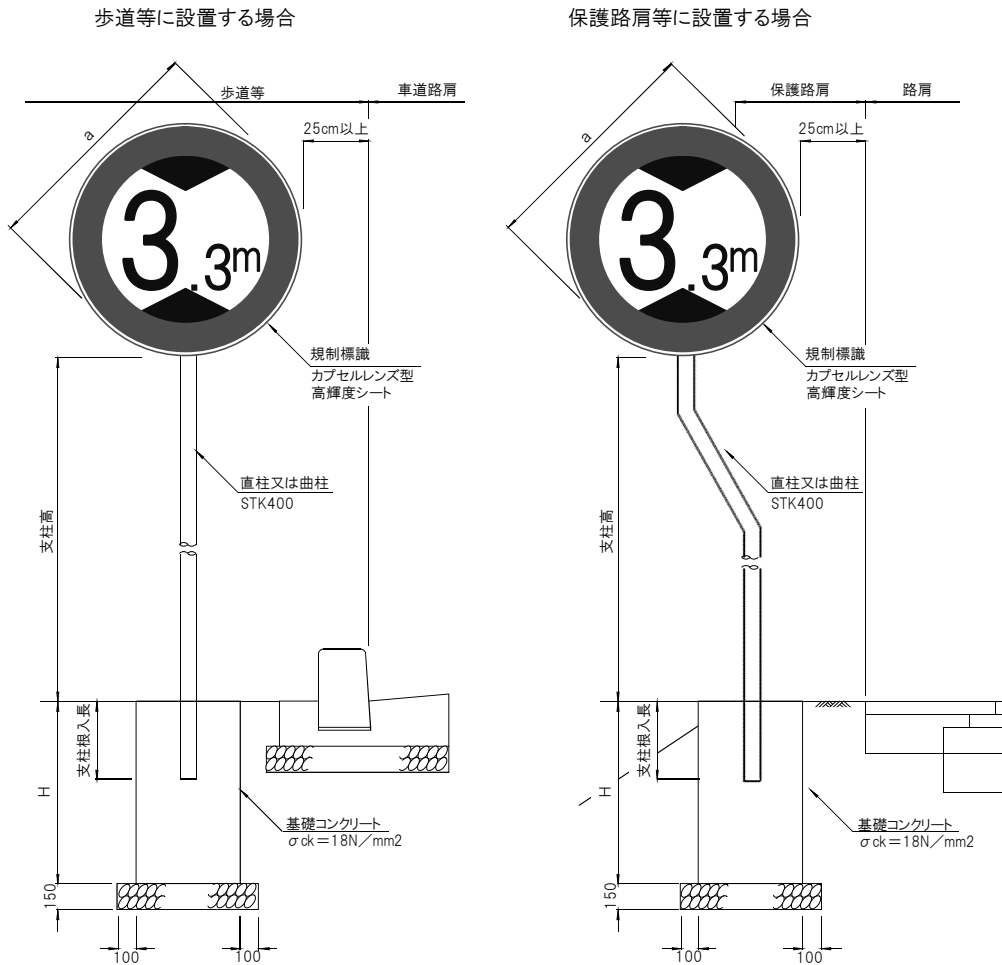


規制標識 RS



注意事項

- 規制標識板の倍率は、表-2のとおりとする。ただし、自転車専用（標識番号325の5）、自転車及び歩行者専用（標識番号325の3）、歩行者専用（標識番号325の4）については、1.0倍とする。
- 規制標識板は、カプセルレンズ型（高輝度シート）を標準とする。
- 標識を歩道等（歩道、自転車道、自転車歩行者道をいう。以下同じ。）に設置する場合で、路上施設を設置するための帯状の部分がなく、かつ十分な歩道等の幅員を確保できない場合は、支柱高を2.5mとする。
- 寸法表の基礎形状は、通行止め（標識番号301）～歩行者専用（標識番号325の4）までを対象としており、方形、円形（スパイラルダクト）によらず適用できる。
- 保護路肩等に基礎を設置（基礎が法面からはみ出る）する場合は、実際の設置箇所に応じて安定計算を行い、断面が不足していないか確認すること。
- 基礎が舗装面に埋設される場合には、舗装部分の抵抗を考慮に入れ、基礎の高さを70%まで低減したH'としてよい。

表-2

道路種別		標識倍率		
		1.0倍	1.5倍	2.0倍
地域高規格道路				○
その他路	一般国道		○	
	主要地方道	○	△	
	一般県道	○	△	
	市町村道	○	△	

△…4車線道路の場合、1.6倍可

寸法表

標識枚数	標識倍率	支柱高 (mm)	寸法表												
			標識板及び支柱			基礎幅300mmの場合		基礎幅400mmの場合		基礎幅500mmの場合		基礎幅600mmの場合		基礎幅800mmの場合	
			a (mm)	支柱 外径×肉厚 (mm)	支柱 根入長 (mm)	H (mm)	H' (mm)	H (mm)	H' (mm)	H (mm)	H' (mm)	H (mm)	H' (mm)	H (mm)	H' (mm)
1枚	1.0	2500	600	60.5×2.3	200	1000	700	900	700	700	500	600	500		
	1.5		900	76.3×2.8	200	1200	900	1100	800	900	700	800	600		
	2.0		1200	101.6×4.2	300			1400	1000	1300	1000	1100	800	80	100
	1.0	1800	600	60.5×2.3	200	800	600	800	600						
	1.5		900	76.3×2.8	200	1200	900	1000	700	900	700	700	500		
	2.0		1200	89.1×3.2	200			1300	1000	1100	800	1000	700		
2枚	1.0	2500	600	76.3×2.8	200	1200	900	1100	800	900	700	800	600		
	1.5		900	101.6×4.2	300			1500	1100	1400	1000	1200	900	90	100
	2.0		1200	114.3×4.5	300					1600	1200	1400	1000	110	100
	1.0	1800	600	76.3×2.8	200	1200	900	1000	700	900	700	700	500		
	1.5		900	89.1×3.2	300			1400	1000	1300	1000	1100	800	80	100
	2.0		1200	101.6×4.2	300			1600	1200	1400	1000	1300	1000	100	100